

会 議 録

会議の名称	令和元年度第2回茨木市個人情報保護運営審議会
開催日時	令和元年8月1日(木) (午前・午後) 10時 開会 正午 閉会
開催場所	市役所本館6階 第1会議室
議長	岡田 春男(大阪学院大学法学部名誉教授)
出席者	今枝 史絵(弁護士)、浦野 祐美子(人権擁護委員)、岡田 春男(大阪学院大学法学部名誉教授)、城谷 星(法人理事長)、森 隆知(立命館大学政策科学部准教授)、森 正治(公募市民)、安尾 勝彦(公募市民)【7人】(敬称略、五十音順)
欠席者	なし
諮問実施 機関職員	(1) 阿田木市民税課長、武部市民税課主幹兼市民税係長、東収納課参事、奥野保険年金課長代理、谷口保険年金課主幹兼年金係長、東井こども政策課長、白波瀬給付支援係長、池田情報システム課係員【8人】 (2) 吉田危機管理課長、白木係員【2人】
事務局職員	中村総務部次長兼法務コンプライアンス課長、樋之津法務コンプライアンス課参事兼コンプライアンス係長、南係員、竹林係員【4人】
開催形態	公開/非公開
議題(案件)	(1) システムの遠隔保守に係るオンライン結合について (2) システムのクラウド化に係るオンライン結合について (3) その他
配布資料	(1) 議題(1) 諮問資料 (2) 議題(2) 諮問資料

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>【開会】</p> <p>本日は委員7人全員が出席である。したがって、茨木市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定により会議は成立している。</p> <p>本日の事務担当課からの諮問件数は4件であるが、そのうち3件については、いずれもシステムの遠隔保守に係るオンライン結合に関するものであり、接続先の事業者も同一であることから一括して審議をお願いする。そのため、審議案件としては2件となる。</p> <p>なお、2件目の案件の事業者と今枝委員が所属する弁護士事務所の間に関係がある。検討した結果、離席する必要のない案件であるが、念のため自主的に退席する意向であると聞いている。</p> <p>この後の議事進行は、審議会規則第3条第1項の規定により会長に議長を依頼する。</p>
岡田会長 事務局	<p>本日傍聴者はいるか。</p> <p>1人いる。</p>
	<p>【議題(1) システムの遠隔保守に係るオンライン結合について】</p>
岡田会長 事務局	<p>それでは、本日の案件の審議に入る。議題(1) システムの遠隔保守に係るオンライン結合について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めるが、その前に事務局から、本件の概要について説明をお願いする。</p> <p>諮問事項は、茨木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第11条第2号の規定に基づく電子情報処理組織の接続の可否についてである。</p> <p>本市税担当課、保険年金課及びこども政策課では、現在各課で使用しているオンラインシステムを再構築し、令和2年1月からパッケージシステムを導入する予定である。パッケージシステムの保守業務は、業務受託業者が自社に居ながらシステムに接続する遠隔保守により、障害発生時等の対応を行うことを検討している。業務受託業者は既に決定しており、開発業者に一括で保守業務を委託する予定である。個人情報の提供を目的として接続するものではないが、システムの保守業務の実施に当たり、実施機関以外の者が管理する端末で個人情報が表示される可能性があることから、法令等に根拠のない電子情報処理組織の接続として諮問を行うものである。</p> <p>事務局の説明は以上である。</p>
岡田会長 市民税課	<p>次に、各担当課から説明をお願いする。</p> <p>まず、税務システムの概要について説明する。</p> <p><以下諮問書及び別紙の読み上げ></p>

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
保険年金課	説明は以上である。 続いて、年金システムの概要について説明する。 ＜以下諮問書及び別紙の読み上げ＞
こども政策課	説明は以上である。 続いて、児童手当システムの概要について説明する。 ＜以下諮問書及び別紙の読み上げ＞
情報システム課	説明は以上である。 続いて情報システム課から、システムの遠隔保守に係る安全対策について説明する。 ＜以下安全対策措置の読み上げ＞
岡田会長 安尾委員	説明は以上である。 担当課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。 それぞれのシステムについて、共通することがあった。パッケージの開発元は、受託予定会社の支社（日立システムズ関西支社）か。パッケージは、各地方自治体で活用するために共通する機能としてまとめて開発し、サポートは地域ごとや支社ごとに行うだろうが、パッケージの不具合等については、関西支社で全部対応できるのか。
情報システム課 安尾委員	茨木市用に構築している部分は関西支社で保守をするが、製造元の大きな改良等は、別途開発元で対応すると想定している。 パッケージに対して茨木市固有の業務や処理があるとしたとき、パッケージに茨木市専用のカスタマイズやオプション機能を追加していることはあるのか。
情報システム課 安尾委員	カスタマイズで関西支社が作り上げている部分は、一部存在する。 現行のオンラインシステムを今度のパッケージシステムに移行するときが一番難しいのはデータ移行になると思う。データ移行がうまくいかないと後にサーバーの中のデータベースを閲覧する等、個人情報にアクセスする必要が出る。システムのデータ移行がうまくいっており、市から「これはどうなのか。」と質問があった場合に開発元が回答・解決するのであれば、リモートアクセスしてデータベースにアクセスする必要は原則ない。その辺りはどうなのか。
情報システム課 安尾委員	現状、運用保守を行っているのは受託予定業者とは別業者であり、データ移行についてもその業者に依頼し、データを作成してもらっている状況にある。元データの確認は、受託予定業者に確認することもあるが、現在委託している業者に確認することも同時並行でしている状態である。 データ移行で大した問題は想定していないということか。
情報システム課 安尾委員	そのとおりである。基本的には例外のデータを事前に精査している。 例外データと茨木市固有のオプション項目もあるのか。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
情報システム課 安尾委員	ある。 では、その後も保守は引きずる。
情報システム課 安尾委員	その点については了承を得ている。 茨木市のカスタマイズも支社でしているので、支社の中で確認のとれる項目はあるが、どうしても茨木市のサーバーにアクセスせざるを得ない部分もあるということか。その切り分けはどうするのか。何でもアクセスされたら困る。
情報システム課	基本的な内容について事前に確認していることとしては、データベースのアクセスについて、受託予定業者からの参照は想定していない。あくまで、本当に例外的なもの、どうしてもエラーの原因がデータ解析を行わないと判明しない等、別途、市から指示を出してアクセスする場合のみの形で問題はないと認識している。不用意にアクセスすること自体はまずない。
安尾委員 情報システム課	サーバーのOSやパッチをあてるのは情報システム課で行うのか。 一部、情報システム課で行う部分があるが、パッケージのアップデートについては業者に行ってもらう。
安尾委員 情報システム課	パッケージの中身だけか。 そうである。
安尾委員 森正治委員	了解した。 資料の表書きで、「諮問参考資料に記載した安全対策を確実に履行する。」とそれぞれ三つとも書いているが、後ろについている参考資料のどこに安全対策が書いてあるのか。
事務局	資料の構成としては、諮問参考資料の別紙も含めて一体としているので、このような表記になっている。
森正治委員	諮問資料についてだが、現状のあとに「そのため・・・」とあるが、再構築を行う理由が書かれておらず、現状と理由のバランスが悪い。資料の中身については、きちんと精査してほしい。
情報システム課	遠隔保守に関する安全対策の1の(3)で、「遠隔保守においては、画面の閲覧及び遠隔操作のみを可能とし」とあるが、画面の閲覧と遠隔操作は並列なのか。具体的にどういうことを言っているのか。
森正治委員	遠隔保守のとき、特定の端末の画面上に映像を映す形を閲覧とし、その画像情報を基に、特定の端末と操作してもらってサーバーだけが通信できるようにネットワークを構築している状態での操作を遠隔操作と考えている。
情報システム課	その上の(1)のサーバー内のデータベースへのアクセスは、システムへのアクセスか、データベースへのアクセスなのか。 データベースへのアクセスである。システムへのアクセスについても遠隔保守をする際には連絡があるとは思われるが、特に今回限定しているところ

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森正治委員	ろはデータベースへのアクセスについてである。
情報システム課	業務委託の仕様書に書くということだが、もしそうだとすればシステムへのアクセスについてはこう、データベースへのアクセスについてはこう、ときっちり書いた方がよい。
森正治委員	特に伝えたかったことは、データベースへは不用意にアクセスできない様に個別対応するという事だったので、このような表記にしている。
森隆知委員	わかった。
情報システム課	森委員が指摘したところと同じところだが、ホストコンピューターと書いてあるが、新しいシステムはホストコンピューターを使わないのか。
森隆知委員	使わない想定である。
情報システム課	では、何を使うのか。
森隆知委員	サーバーにおける、パッケージシステムでのシステム処理を想定している。
情報システム課	ホストコンピューターの定義は、メインフレームというものを表すのか、コンピューターを表すのか。
森隆知委員	メインフレームを表しており、システム再構築後は、メインフレームを使わない想定である。
情報システム課	オープン系パッケージシステムのオープンとは、何を表すのか。
森隆知委員	汎用的なWebブラウザで閲覧ができるようなWebシステムである。
情報システム課	法改正に対する変更は各課対応する必要があるというのはまだいいと思うが、データベース障害があったときは、各課で対応するのか、システム課で対応するのか。
森隆知委員	内容によって振り分けている。エラーのところで担当課がわからなかった場合、システム部門が対応する。処理としては、どのようなエラーであるかにもよるが、表示している内容から担当課で判断ができない場合には、委託業者等に依頼し、原因調査をすることがある。
情報システム課	この表現だと、各課が全部対応しているように見える。
森隆知委員	失礼した。
森隆知委員	今度は新しくパッケージシステムが入ったところでも、例えばこの入力間違いしているというような対応は、各課で行うのか。
情報システム課	そうである。
森隆知委員	ということは、諮問書の文章だとオープン系にすると各課はすべて対応しなくていいように見える。森正治委員が言うように、このシステムに変えることによって何が変わり、何がかわらないのかをしっかりと書かないと審議できない。逆に、おそらくメインフレームは遠隔操作ではなく直接来られて対応するが、直接来るときでもデータベースの中身を見れる作業と見れない作業があるということだから、そこのところがどう変わり、今度は

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
今枝委員	<p>この部分で遠隔で、もしかすると個人情報を読んでしまう可能性があるというところをより明確に書いていただきたい。</p> <p>対象の情報には、特定個人情報を含んでいると思う。ほかの項目もかなりセンシティブだと思われるが、例えば特定個人情報を委託先から再委託すると行政による管理・監督が重要となる。再委託は原則禁止と条項にあるが、再委託をする場合は、直接再委託先も監督しないといけないというのは、どうケアされているか。安全対策について、遠隔保守ではコピーできない仕組みとするものの、指示があればデータベースにアクセスするという部分で、民間業者で業務委託した先の従業員が個人情報を持ち出して大量に流出した事例がある。持ち込み機器の制限に関して業務委託先にどうするのか。データベースへのアクセスは業務委託先で行うことになると思うので、市が直接監督に行けないのであれば仕様書に細かく記載するということと思う。</p>
森隆知委員	<p>オープン系システム、パッケージシステムとは、すべてを含めたパッケージシステムなのか、ひとつひとつのパッケージシステムなのか。</p>
情報システム課	<p>ひとつひとつのパッケージシステムである。</p>
森隆知委員	<p>それぞれは、別々のサーバーになっている。</p>
情報システム課	<p>そうである。</p>
安尾委員	<p>諮問の目的のところ「業務委託業者のサーバールーム内に」とある。おそらく受託予定業者から提案されて「うちのサーバールーム内にこうしてこういう環境で行いますから安心してください。」と説明があったのだろうと思うが、私はサーバールームにあるから安心とは思わない。サーバールームがどのような設備で、そこに出入りする人をどうコントロールしているかがポイントだと思う。次に「専用端末」と書いてあるが、この専用端末はこの3つのパッケージそれぞれに別々の端末があるのか、あるいは、例えば隣の高槻市や吹田市も契約しているとしたら、高槻市用の端末、吹田市用の端末というようになるのかが曖昧だ。カードでの本人認証も、その運用として「〇〇さん、カード貸してあげるよ」と言ったら途端に崩れてしまう。例えば、アカウントを分けると言っても、一人の人が両方のアカウントを使えるような状況にあれば大変だ。その業者からきちんとした内容で言われているのかどうか精査されているのか。全く違った視点で、それぞれの諮問担当課はこのシステムを切り替えることで楽になるのか、ランニングコスト、予算は減らせるのか、そういうあたりはどうか。</p>
市民税課	<p>税担当課から説明する。今、税の業務については地方税電子化が進められている。例えば、給与支払報告書や税申告書はオープン系のデータによって、国税庁のeLTAxを経由して各事業からデータをもらうような仕組み</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
安尾委員	<p>みになっている。基本的にはオープン系のWebシステムを通じてデータの送受信をしていくという方向となっている。現状、税システムは一業者のコードで組まれているデータを使っているが、外字等は一旦別の変換システムを経由したやり取りが恒常化しており、データを使うのにも困難な状態が続いている。今後、この状況はどんどんオープン化、もっと恒常的にほかのシステムとデータのやり取りをしていく方向にあるため、どうしてもオープンシステムでこちらのデータを構築してやり取りをするための整備を行う必要がある。事務としてはそういう方向にもっていかないと、今後の対応は非常に困難になるということは間違いない。</p> <p>システムの遠隔保守に係る安全対策について、業務委託の契約書の前に付いている罰則規定を素直に読むと、受託業務に従事している者又は従事していた者が懲役だ、罰金だと書いてある。法律はそうかもしれないが、そのような問題が起きたときは、茨木市対受託業者である。受託業者と従業員、従事者の間で契約があり、ペナルティや罰金を取る等の問題があるが、これを素直に読むと茨木市が委託先の従事者と直接やり取りするように読めてしまう。</p>
事務局	<p>条例違反に関しては、罰則適用となると茨木市が告発してということになるが、一義的に受託業者との関係になると思うので委託契約書の中で、損害賠償請求等の規程を設けるという形となる。損害賠償を求めるに当たっては、案の第14条に記載する予定にしている。</p>
森正治委員	<p>私の経験から言うと、今までとはおそらくシステム担当課の役割分担が変わる。業務に関しては、システムに対する修正を直接ベンダーに依頼して行う作業があると思われる。その妥当性を情報システムが見るという感じで、今までは情報システムに頼めばおそらくできると言っていたのが、できなくなるということではないかと思う。その辺のところを十分認識して運用する方がよい。もう一点、この保守契約あるいは安全対策だが、監査の項目は入っているか。つまり、カメラを置いて管理している、ユーザーIDやパスワード等の担当者の運用は適切であるかということを書いているのか。もし書いてないとしたら、そのことは絶対書いて実施すべきだと思う。</p>
事務局	<p>契約書の案の第8条で、報告を求めることができる、必要があると認めるときは実地の調査を行うことができるという規定は入れる予定としている。</p>
森正治委員	<p>「必要があると認めるとき」というより、適宜監査するという方がより効果があると思う。</p>
安尾委員	<p>監査も一つだが、例えば茨木市が業者に「現場を見せてほしい」と言ったときに、どう対応するかで業者の姿勢や運用が見えてくるものがある。契</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森正治委員	<p>約というだけではなく、現場に一度行って見てみるという交渉をすることも、かなり大事である。</p> <p>私も全く同感である。昔やっていた仕事では、その仕事の依頼者がわざわざ現場に見に来た。ロッカーはきちんと施錠されているか等をきっちりチェックし、カードの運用は適切か、カードの記録を見せてもらうなど適宜確認するのが良いと思う。個別の課が実施するのか、情報システム課が実施するのか、それとも他の課が実施するのか分からないが、そこまでしてかなりのレベルとなる。</p>
岡田会長 森隆知委員	<p>ほかにないか。</p> <p>別紙「システム遠隔保守に係る安全対策」の中で、説明を聞いているのでそうではないと私は理解しているが、この文面だけでいくと「遠隔接続による作業を行う場合は、緊急時を除き」の「緊急時を除き」という修飾部がどこまでかかるのか。おそらく趣旨としては、「事前に連絡を受けることとし」という部分に「緊急時を除き」がかかっていることと思う。だが、読み方によっては、そのあとの「作業終了に保守業者からの云々、報告書の提出を受けるものとする。」という所も「緊急時を除き」に入ると読むこともできる。こういうところを明確にし、多重に理解されないような文面にされる必要がある。おそらくこれに基づいて条文や契約書を作成すると思うので、こういうところをしっかりとしておくことが、個人情報に対してこの市はしっかりとしていると表す重要なポイントとなると思うので、その部分も必要だ。</p>
岡田会長	<p>私は、電子計算機による情報処理専門家ではなく、電子情報処理組織について精通しているわけでもない。これで個人情報はその漏洩等について安全が確保されているか否かということについて、確固たる信念を持って結論を出すことは、困難である。ただ、提示された問題点について、あるいは前提から導き出される結論との間において、その論理の展開が合理的であるというかの観点からこの審議会を検討していきたいと思う。結論がどのようになるかわからないが、本日の会議において各委員が指摘したことを肝に銘じて今後の行政の運営にかかっていたきたい。諮問について、私どもが検討してみたいと思うので、担当課は退席をお願いする。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">＜質疑応答終了／担当課 退室＞</p> <p>包括的にご指摘いただいたので、すぐに対応しないといけないこと、仕様書に盛り込まないといけないことはできる範囲で行いたい。諮問書の中身について、システムの遠隔は今後も出てくる課題であるので、同様の諮問があるときには資料の作り方に注意したい。また、森委員から実地調査の話があったが、昔は事業者に来てもらい、市役所内ですべて完結させていたが、今は市役所の外に出すといった状況の変化にどう対応するかが新し</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	い課題である。業務委託契約書（案）の第8条の条文を使って、頻度や誰がいつ行くのかという新しいルールを作っていないといけないと思うので、それについても今後の課題として、事務局も一緒になって考えたい。
森隆知委員	了解した。諮問の目的で、障害発生時に迅速に対応することが可能となることから条例の第11条第2号の要件に該当するというので、本文で実施機関以外の者が管理する電子情報処理組織と接続してはならないとあるが例外的に接続させてほしい、接続するという事についてどうであるかと意見を求められている。担当課の説明を念頭に置いてどのように答申すべきか意見はないか。
岡田会長	基本的には、業務の改善にもつながるということなので接続を認める。ただ、このシステムの保守の安全対策のところの文言、契約書のことについては、より慎重、丁寧な対応を求めたいと付帯事項をつけるべきかと思う。
森正治委員	諮問目的の障害発生時に迅速に対応するという点については、疑問の余地はない。迅速に対応することが第11条第2号の職務の遂行のため特に必要があり・・・という条文にはなっている。職務遂行のために必要・・・というのは障害発生時に迅速に対応することができるのと取れるが、障害発生時に迅速に対応することが可能となることが条文との関係において特に必要であるかどうか、森委員がおっしゃるような付帯事項をつけることについては、私はその意義を認める。諮問事項を承認することに異議はないが、特に必要があるという条文の規定の趣旨からいって、森委員、各委員が担当課に対して出した個人情報保護の観点からみた措置、その他立入検査等の可能性についての要望を付け加えるべきではないかと私は思う。
岡田会長	安全対策についての文言が曖昧だと森委員から指摘があったが、出来ればこのときの安全対策について、委託の仕様書のひな形を、情報システム課からかどこからかはわからないが、きっちり作っておくことが大事だと思う。でないと毎回、あっちへいったりこっちへいったりする議論になる。先ほどあったように、迅速に対応するという事については会長がおっしゃる通り問題ない、世の中の流れや働き方改革からみてもそうだと思う。だがやはり、ベースになるものをきっちり作っていただくことが必要だということをお願いしたい。
城谷委員	そのことに関しては、担当課が退席される前によくよく注意して、そういうことに配慮して今後事務を遂行するよう言ったつもりだが、諮問の答申にきちんと書いておく必要がある。
城谷委員	担当課の監査みたいなものは、我々、この審議会がするのか、それとも何かほかにあるのか。いろいろな議題があがってくるが、そのことに対して承認となった後、中間報告はされるのか、それともこのまま終わりになる

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>のかどうなのか。</p> <p>この審議会の所掌には、進捗管理までは含んでいないと思っている。ただ前回の審議会で報告をしたように、年度初めにほかの事項も含めて報告する機会がある。今日ご指摘をいただいたことをしっかり担当課がチェックしているのか、すべてを審議会が進行管理することまではお願いしていないと考える。報告の中でどのような形でできるのかは、また考えたい。</p>
城谷委員	<p>管理体制がどこまで、どんな形でやるのかというのは大きな問題だと思うが、言ってもきりがないことであるから、やはりある程度しっかりとした専門の委員会などがその担当課の管理を行う状況でないと意味がないという気がする。</p>
事務局	<p>広い意味では、監査委員事務局というところがある。今回の業務は委託業務になるため、その業務がしっかり行われているかというところもチェックが入ることはある。</p>
岡田会長	<p>条例第11条の電子情報処理組織の接続の制限だが、当審議会に諮問することについては、「実施機関が審議会の意見を聴いた上で」行うことになっている。当該審議会は参与機関ではなく諮問機関であるから、行政は必ず答申を尊重しなければならないという訳ではないので、強めの要望を出してもいいのではないか。特定行政庁が特例許可を出すとき、建築審査会に諮問し同意を得て特例許可を出すこととなるが、そのときは同意がないと無視して特例許可を出すことは出来ないから、かなり慎重に行う。今回は、諮問機関の答申について行政機関は拘束されないため、各委員が心配していることを答申書の中に盛り込み、担当課に要請したいと考える。</p>
今枝委員	<p>先ほど話にあった仕様書のひな形を作る部分について、個人情報保護委員会が出している安全管理措置、あるいはその委託先の選定基準に沿ってチェックするというのであればそれなりのものができると思うので、そういう形で今後検討してほしい。</p>
安尾委員	<p>情報システム部門の役割が、システムの開発・運用からパッケージや業者の選択、選別する仕事へとウエイトがかなりシフトしている。そういう目を持った人がシステム部門に育つてくかどうかということが一つと、先ほどの話の中で、例えば事業者「現場に出るから見せてください。」といったときに、業者選択をする部門とペアで行って現場が確かかどうかを見るといった、仕事内容の変化も少し考えてみた方がいいのではないか。</p>
事務局	<p>前回も少しお話ししたが、遠隔保守については去年くらいから案件が出てきている。更に新しい動きもあり、前回、今回と市としても仕様がきちんと固まっていない部分がある中でご意見いただいた。いただいた意見を基に仕様を固めている段階なので、令和2年1月の契約に向けては、おっしゃっていただいた内容を仕様書に盛り込みたい。また、仕様書のひな形の</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長	<p>ようなものを示して、今後遠隔保守を導入、あるいはそれに倣った形でやるという風に進めていきたいとは考えている。</p> <p>ほかにご意見があれば、いかがか。</p> <p>担当課との事実確認を含めたやりとりは、担当課が退出した後の議論と同じものだとして、委員の先生方は繰り返しになるので発言を控えているかと思う。委員会の意見として答申書を作成するときはその点も踏まえて全体として作成をする。</p>
事務局 岡田会長	<p>了解した。</p> <p>それから答申案及び議事録については、会長代理にも確認願いたい。電子情報処理専門ではないから、それこそ、「てにをは」が変わっていても変わっていることについてすぐに分からないことがある。なので、会長代理の森先生にも議事録の信憑性について確認していただきたいということを議事録にとどめ、現にそうしていただきたい。</p>
事務局 岡田会長	<p>了解した。</p> <p>ほかになにか意見はないか。それでは、本件議題における電子情報処理組織の接続については、市民の福祉の向上又は職務の遂行のため特に必要がある場合であって、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると実施機関が認めることに異議はないか。</p>
各委員 岡田会長	<p><異議なし></p> <p>異議なしと認める。ただし、繰り返しになるが、答申書には審議会の意向を付帯意見として記載されたい。</p> <p style="text-align: center;"><今枝委員退席></p>
<p>【 議題(2) システムのクラウド化に係るオンライン結合について】</p>	
岡田会長	<p>次に議題(2) システムのクラウド化に係るオンライン結合について審議する。関係課に説明を求め、議題を進めるが、その前に事務局から、今回の案件の概要について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>諮問事項は、条例第11条第2号の規定に基づく電子情報処理組織の接続の可否についてである。</p> <p>本市危機管理課では、令和元年9月から防災情報システムを導入する予定である。このシステムは、災害発生時に通報等により把握した被害状況や避難所からの救援物資の要請等をクラウドで一元管理し、情報共有することで道路管理や避難所管理に利用することを想定している。</p> <p>個人情報の提供を目的として接続するものではないが、クラウド化に当たり、実施機関の保有する個人情報が受託者の管理するサーバーに記録されることから、法令等に根拠のない電子情報処理組織の接続として諮問を行</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
岡田会長 危機管理課	うものである。 事務局からの説明は以上である。 次に、危機管理課から説明をお願いする。 <以下諮問書及び別紙の読み上げ> 説明は以上である。
岡田会長 安尾委員	危機管理課の説明は終了した。何か質問、意見はあるか。 スマートフォンやタブレット端末を利用することだが、これは市職員が常時持っているものか、市のスマートフォンやタブレットを職員に貸与しているのか。
危機管理課 安尾委員	市が保有しているスマートフォンやタブレットを貸与して運用している。何台貸与しているのか。
危機管理課 安尾委員	現在スマートフォンを14台、タブレット端末を34台確保している。その台数でカバーできる範囲なのか。
危機管理課	システムを運用し、応急対応に当たっていく中で、数に不足が生じれば今後数を増やす予定は考えているが、現状はこの数で避難所運営や応急対応を行っていく。
安尾委員	その場合、それぞれの端末と職員個人が紐付けられ、その人しか使えないということか。
危機管理課	違う。それぞれの避難所や課ごとにIDが付与される形となる。端末が変わってもそのID・パスワードでログインすれば、その権限者としてシステムを利用することが可能である。
安尾委員	しかし、次の人へ交代しても、スマートフォンの中に前任の人が撮影した写真などの情報が残る。
危機管理課	スマートフォンに関しては、基本的に応急対応する課ごとに台数を割り当てて配置している。その課の中で撮った写真や保存したデータなどは、庁内LANに移して保存していくことも考えている。
安尾委員	どのような事態があっても、職員が私用で持つスマートフォンは使わないということか。
危機管理課	職員が持つスマートフォンは、基本的には使う予定はない。
安尾委員	基本的では分からない。使うか、使わないか、どちらかである。それがはっきりしないとシステム的前提が変わる。職員間でLINEを使って情報共有を始めるかもしれない。職員の間でそういう機能は使わないのか、プライベートで。
危機管理課 安尾委員	プライベートについては分かりかねる。 利用しているとして、その上で該当のスマートフォンを利用していくことになったら、話がややこしくなってしまうことがありそうだが。
危機管理課	現在利用しているスマートフォンやタブレット端末にも情報共有用のアプリ

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
安尾委員	<p>リケーションは導入している。</p> <p>使用者を限定し、IDを決めているならそれは構わない。私用のスマートフォンを公用の業務に使うことはないのか。そもそも、この安否確認というのは、職員のプライベートのスマートフォンや携帯端末にメール等が飛び、それに対し返事を出しているのではないのか。市民にとっては、その境目が非常に難しい。連絡が安否確認として市から来ているのか、災害対策からの指示として来ているのか。咄嗟のことで冷静に考えられないときなので、きちんとした切り分けができるのか。またその端末の数で、例えば昨年6月に起こったような災害への対応が可能なのか。クラウドに接続するためにネットワークが必要だが、何を使うのか。例えば、スマートフォンやタブレットは通信キャリアのネットワーク利用にするのか、何か別の手段、Wi-Fiみたいなものも可能とするのか。</p>
危機管理課	<p>基本的に現場から情報を入力する際には、スマートフォンやタブレット端末が契約している通信キャリアの回線を使う。それ以外は使わない。</p>
安尾委員	<p>市としてのWi-Fiも置いてないのか。秘書課にはあるのか。</p>
危機管理課	<p>市として、災害対応用として公共施設等にWi-Fiは設置していないので、それを利用することは今のところない。</p>
安尾委員	<p>あと「誰がどうなった。」というような通報は消防にまず入ると思われる。119番で救急車の要請をするというようなことが考えられるが、消防機関との連携や情報共有はどのようになるのか。</p>
危機管理課	<p>消防については、消防独自でシステムを構築しているため、このシステムと直接連動することはない。ただ、応急対策する上で、例えば土砂崩れが発生して、119番通報が市への通報より先にあり、消防隊が先に駆けつけた場合、クラウドシステムを使って現場の情報を共有した上で、対応を指示して市の土木部門に引き継ぐことは想定している。</p>
安尾委員	<p>例えば、今大けがをしている人は119番に通報しているかどうか分からない。このシステムを使ってすべての個人情報登録し、後で消防局のデータと突合して消防局にない情報をチェックすることはないのか。</p>
危機管理課	<p>例えば実施機関で把握している重症者と、119番で入電あった情報を必要があつて突合することはあるが、クラウド上に119番で入った情報を逐次挙げてもらったり、こちらに入電された負傷者の情報をすべて挙げたりといったことは、今のところ想定していない。</p>
安尾委員	<p>例えば会社が定める連絡網のように一つの方法だと、途中で参加できない人がいると必ずしも機能しなくなる。複数の情報、例えば事業所単位や仕事別など三種類程度の情報があつて初めてかなりのことが網羅できるということを経験した。この仕組みだけで本当に全部の情報がキャッチアップできるのかどうか、検討はしたのか。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
危機管理課	これまでは、紙媒体や電話連絡等によって、あとはパソコン上で整理しているファイル等で共有を図ってきた。今後も大規模災害などの電力不足でこのシステムが使えない場合は、従前どおりの対応をしていくことも想定している。ただし、それだけでは円滑な共有が図られないので、今回このようなシステムを導入して情報共有を円滑化しようということとなった。
安尾委員	ということは、茨木市として、根本の情報ベースは別にある、システムは補助的に使うのか。
危機管理課	今後に関しては、これをメインに使っていきたいと考えている。
安尾委員	ここにあるものが全てであると。
危機管理課	そのとおりで、ここにあるのが基本的に全てであると考えている。ただ、ここに挙げる情報に関して、それぞれの所管の中だけで解決する話や電話対応ですぐに解決する話といった軽微な情報もすべてここに網羅していくことまでは予定していない。災害対策本部側として対応を検討する必要があるものなど、ある一定の共有や指示が必要なものを共有していくと考えている。
安尾委員	職員には、使用するメニューや挙げる情報について徹底されるということか。また、安否確認も全部ここに載せるのか、別枠でやるのか。例えば今回のシステムと職員の安否確認システムと電話で収集した情報のデータベースの3つを災害対策の情報源にするとして、その中で当該システムがどういう位置づけでどこの部分を担うのかを知りたい。
危機管理課	職員の安否確認については、今まであらかじめ作成している電話連絡システムに基づいて電話連絡を入れており、場合によってはメール等で参集指示等を送っていた。今後は、このシステム上で一括してメール配信を行い、安否情報や参集可能時間等を把握し、回答結果に関しても各課それぞれで確認することができるようになる。このシステムを主体に運用することを考えているが、メール等の返信がなく連絡がつかない職員に関しては、引き続き電話連絡システムも必要なため、電話連絡等で補完する運用を考えている。
安尾委員	それぞれのキャリアの各基地局でバッテリーがあがって使えないというときでも、市としては災害情報の収集の対応をせざるを得ない状況があり得る。そのときはそのときということか。
危機管理課	できるだけ多くの想定はするが、このシステムがあればすべて解決するものではないと認識している。様々な手段を講じてバックアップ、補完しながら進めていく。
安尾委員	システムでカバーできる範囲をきちんと決めておくことが大事だ。その範囲を決めておかないと、いざ災害が起こったときに、システムで入力すれば問題ないと思っていたのに、結局全然使い物にならない、機能しないと

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
危機管理課 森正治委員	<p>というようなこともある。システムの使用方法と使用する範囲、条件を職員に徹底することが大事だ。</p> <p>おっしゃるとおり、運用開始前に職員に周知する予定である。</p> <p>安尾委員の意見に重なるが、周知に必要なのは、システムがカバーできる範囲、そのもの運用の仕方、手順書をきちんと徹底することである。そうでないと、いざ避難所行ったけど、「どうやって使うねん。」ということが起こりやすい。万が一通信が全然使えない場合どうするのかとか、あるいはこの場合は諦めるということとか。去年地震や台風が発生したこともあるので、そういった想定をした上できちんと決めていただくことは絶対必須だと思うのでお願いしたい。今回の諮問についてだが、災害情報管理システムを導入するに当たり、個人情報扱うけどいいかということと、クラウド方式でやるけどいいかということと、2つ確認したいということか。</p>
危機管理課	<p>前者の個人情報を扱うこと自体は、災害時の事務で目的の範囲内で既に収集しており、問題がないと考えている。今回は、クラウド上のサーバー内に職員の個人情報が記録され、市民の個人情報も記録される可能性があることから、諮問している。</p>
森正治委員	<p>クラウドはこれからの世の中の大きな流れなので、これについてももう少し整理する必要があるのではないか。</p>
事務局	<p>今回、クラウドに関して第1号の諮問となる。今回は限定的な個人情報だが、個人情報を取り扱うシステムをクラウド化するときの対応については、今後検討していかないといけないと考えている。</p>
森正治委員	<p>市民の方から安否や被害報告について、直接通報を受ける仕組みになっているのか。例えば、市民が写真を撮り、被害状況の説明を送ることはできるのか。</p>
危機管理課	<p>自由に投稿できるシステムではない。</p>
森正治委員	<p>なぜしないのか。</p>
危機管理課	<p>電話等で通報があったものに関しては、市として優先順位をつけて対応していくことになる。市民の方からの要請を受け入れた場合、そこに優先順位をつけて対応できるかどうかの確約が今のところできないため、自由に通報し、対応を依頼するシステムにはなっていない。</p>
森正治委員	<p>今の段階ではなっていないが、システムとしてはそれを受け入れる機能はあるのか。</p>
危機管理課	<p>機能自体もない。市の対応状況や現在通行止めの箇所に関する情報等システムで共有している情報を住民に対して公開していくことはできるが、市民が現場で撮った写真を投稿して通報するような仕組みはこのシステムにはない。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森正治委員	個人的な意見かもしれないが、市民参加型の市政を実施していくというのが大きな流れと思うが、先ほど私が申し上げたようなことについては、少し前向きに検討されてもいいのではないかな。もちろん災害時なので、やたらと通報が来ると困るということもあるだろうし、どちらかというとき平時の方が多いいのかもしれないが。標識が倒れてるといった情報は、職員が集めるだけでは手が回らずに、市民の声を吸い上げていく仕組みがいるのではないかなと思う。これは危機管理というよりも、道路管理や公園部門とかになるかなと思うが。だから、聞いたかったのは、この仕組みの中でそれが無いのかなど。その辺については、無理なら無理で全然構わないと思うが、機能の有無をはっきりしておいて、検討した方がいいのではないかなと思う。直接クラウドとは関係ないことだが。
安尾委員	我々の日常の中ではインターネットを使うアプリケーションやメールも含めて、ITはすべてクラウドである。クラウドだからどうのこうのって言うてるのではなく、事業者のアプリケーションとシステムの管理が適切なのかどうかに着目しないと。クラウドに目がいくと、議論の焦点がぼやけてしまうのではないかな。クラウドの使用は常識で、既に生活の中で使っているようなことなので、それよりもそのアプリケーションとシステムの管理体制が妥当かどうかという部分だと思う。業務委託する際、こういうシステムを複数検討する中で、こういう点でこの業者を選んだというポイントがあるのか。
危機管理課	今回の選定に当たっては、公募型のプロポーザルにより仕様を満たす条件で広く一般から提案してもらっている。プロポーザル選定委員会の会議の中で価格面や機能性を比較して選定したもので、その中で特に委員の評価に影響があったものとしては、操作性であったと聞いている。災害対応に使うため、普段使っていないシステムをこのときだけ使う職員もいるため、初見でも、マニュアルに頼らずとも容易に操作できるのではないかなといったことから採用されたと聞いている。
安尾委員	どのくらいの数の市町村がこのシステムを使っているのか。 何が言いたいかというとき、利用団体が多ければシステムが発展していく可能性があると思われるが、数が少ないと、来年で契約打ち切りなんてこともある。現実には、システムを維持するのにこの保守料では難しいという問題が多い。そういう状況も確認しておいた方がよい。
危機管理課	他市の導入実績でいうと、近隣では吹田市が利用している。また、川口市等20万人規模を超える人口の自治体で活用されているところは聞いている。
安尾委員 危機管理課	であれば、他の自治体と連絡を取り合い連携したら、より良くなる。そのとおりである。このシステム自体が、これまでに導入した自治体の声

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
安尾委員	を反映して機能を拡張してきたという実績もあるので、事業者からもユーザーから多数寄せられる要望に関しては、バージョンアップ等で対応していく旨聞いている。システムを運用していく中で、課題が色々見えると思うが、バージョンアップとして要望していこうと考えている。
森正治委員	事業者がそのように説明していると思うが、事業者の立場ではなく、使用者が良いところ、悪いところをきちんと把握して使った方がいい。
森隆知委員	私が先ほど質問したのは、今回「システムのクラウド化に係るオンライン結合について」という標題になっているが、諮問参考資料の中身がクラウド化というよりも、まさにこのシステムで個人情報扱うことについての説明になっていると感じたので、どちらについてなのか尋ねた。安尾委員が指摘されたように、このシステムがどうなのかということが一番興味があるところであり、ポイントだと思うので、標題にあるクラウド化がこの諮問で全て承認されたことになってしまうのは、それはそれで問題かと。標題と本日の議論、あるいはこの中身は、ちょっとバランスが悪いと考える。クラウド化はクラウド化で、先ほど申し上げたようにもう少し、これから整理しますと。そこが大事なポイントだと思う。
危機管理課	まず、根本的なところから質問するが、システムの概要図にあるように、おそらく市庁舎の中にあると思うが、災害対策本部にはいわゆる一般的なコンピューターがあって、災害対策本部ではそれを利用するというのでよいか。例えば、災害対策本部には1台か数台か不明であるがコンピューターがあり、担当職員の方がそれを見ながら、作業するという理解でいいのか。
森隆知委員	そのとおりである。茨木市の災害対策本部は事務局が危機管理課であるため、危機管理課の事務用PCなどを使って情報管理を行っている。
危機管理課	危機管理課以外には、今のところ、貸与されるスマートフォンとタブレットがあるけれども、その他の部署はパソコンからアクセスはするのか、それともしないのか。どういう仕組みなのか。
森隆知委員	ネットワーク上、庁内のインターネットにつながる環境であれば、このシステムにアクセスすることは可能である。ただ、システムにログインするためのID、パスワードをそれぞれ、部署や職員ごとに割り振るので、一般職員が自由に入出入りすることは出来ない仕組みである。
森隆知委員	結局、セキュリティーをどのレベルで保つのかという話になるが、クラウド内にあるサーバーについては、IPアドレス等でアクセスを制限するのか、庁内のマシンでのみとするのか、災害のことを考えると庁内が完全にダウンした場合の切り替え等はどのようにするのか。庁内からしかアクセスさせないのであれば、ここがダウンしたらこのシステムは使わないという形にしてセキュリティーを守るという考え方もある。そうではなく、ここがダ

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
危機管理課 森隆知委員	<p>ウンしても事業者が何か設定を変えることでほかの拠点からアクセスできるのであれば、インターネットで接続することができればそこにセキュリティーホールができてしまうということだ。そこをどうするのが少し気になる。次にこのシステムは、先ほど説明があったが、原則、職員しかアクセスしないという理解でよろしいか。</p> <p>そうである。</p> <p>例えば、避難所の管理情報があって、ここの避難所が空いているというような情報を直接このシステムを使って住民の方に提供するのではないということ。</p>
危機管理課	<p>このシステムに関して、IP制限はかけていない。というのも、やはり災害の時に使うものになるので、IP制限をかけてしまうとその端末が万が一使えない場合、そのシステムにアクセスできなくなってしまうからだ。サーバーも関東に置いているので、茨木市で大規模災害があったとしてもサーバーは無事なので、端末さえ確保できればシステムを運用することは可能と考えている。</p>
森隆知委員	<p>ということはIDとパスワードでアクセスを制限する。つまり、そのIDとパスワードの管理の仕方をしっかりとする必要はある。今回の諮問に当たって、個人情報はどう取り扱うかということになるかと思うが、収集の方法で直接収集と間接収集が設定されており、当該本人から直接収集、間に職員を挟むということだろうが、タブレット等から住所等の個人情報を入力するということか。</p>
危機管理課	<p>そうである。基本的には、通報者の方の個人情報は電話やメールで通報者自身から提供された情報になり、「〇〇の〇〇さんが現在家の中に閉じ込められている」等通報された情報を共有するために掲載する。なので、タブレット端末やスマートフォンで住所を確認するときには、現場の職員が現在地を取得するために使うことを想定している。</p>
森隆知委員	<p>スマートフォンやタブレットから個人情報を入力するのではなく、スマートフォンやタブレットは現場で個人情報を閲覧し、確認するということか。</p>
危機管理課	<p>失礼、語弊があった。確かに、例えば現場に出た職員が避難所にいる方から提供された情報を端末に入力し、クラウド上に挙げることは考えられる。</p>
森隆知委員	<p>であれば、スマートフォンやタブレットの認証をどうするのか考えないといけない。何かの作業で職員が置いて別の対応をしている間に、別の誰かが勝手に見る、メールする等の個人情報の漏えいについてどう対策するのか。</p>
危機管理課	<p>タブレットやスマートフォンは、パターン認証やパスコード入力でアクセ</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森隆知委員	<p>ス制限を行うことが第一となる。システムに関しても先ほどのとおり I D、パスワードで入力制限を行うことになり、確かに心配な点として漏えいのリスクは付きまとうが、第一に考えているのは災害対応を迅速化するため、さらに、その時に確保できた人員だけで対応しないといけないところであるので、できるだけ人数やアクセスできる場所を制限することは、優先順位としては最優先事項からは除外している状況である。</p>
危機管理課	<p>ということは、スマートフォンやタブレット等モバイル機器を持っている職員も見ると、市民の方から市役所に通報や連絡があった時に災害対策本部で随時入力する、同時並行でそれを行うのか。</p>
森正治委員	<p>そのとおりである。場合によっては重複するものも出てくるかと思うので、地図上で管理する中で同じことを指していることが分かれば、情報を統合して一つの情報にまとめることもある。</p>
危機管理課	<p>平常時はこのシステムを使わないのか。</p>
岡田会長	<p>平常時もパトロール機能などがあるので、日常的な道路パトロールや水道管の点検作業に使うことも考えられる。</p>
岡田会長	<p>ほかに質問はないか。それでは、質問がないようなので担当課は退席してよい。</p>
岡田会長	<p>< 質疑応答終了 / 担当課 退室 ></p>
森隆知委員	<p>本件議題について、どのように答申すべきかご意見を賜りたい。</p>
安尾委員	<p>先ほどの案件と同じで、こういうシステムも必要とは思っているので、基本的には了承したい。ただ、業者との仕様書等と利用許諾契約書(案)があるが、緊急の障害があった時の手続きのひな形がないように思われるので、そのあたりを契約書にしっかりと明記する必要があるのではないかと。</p>
森正治委員	<p>このようなシステムは使ってみないとよくわからない側面がある。実際にスマホ、タブレットを持つ職員がマニュアルを持ち合わせない状況で発生日、場所、被害状況の入力が入力時間を含めてどの程度うまくいくのかテストを行い、システムの限界と前提条件を把握して運用に入ることが必要ではないかと。</p>
事務局	<p>避難所開設訓練みたいな時に使われてはどうか。</p>
	<p>おそらく今後は、利用していくことになると思う。余計な話かもしれないが、この前の地震の時に法務コンプライアンス課はコールセンターをしていた。やはり、雑多な情報が大量に入ってくる。危機管理の職員たちが一番苦労したのは、初動での雑多な情報収集の整理だったと思うので、このようなシステムを導入しようと考えているのではないかと推察する。現状では、紙の地図を貼ってそこに寄せられた情報を集約していくが、その場にいる人にしかわからず、庁内での情報共有が図れなかったことに苦労したというのがあったのでこのシステム導入につながったのではないかと。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
森隆知委員	避難情報はビッグデータに役立つ非常に重要な情報だと思う。事業者が様々な地域でどういう避難所の利用状況だったのか、ビッグデータを集めていくと、本来これからの災害対策をどうすべきか、国が使うようなデータになる。事業者がどこまで要望や思惑を持っているのかによって、データを個人情報と折り合いをつけてどう扱っていくのかが問われる時代になっていると思う。地域の自治体と協力して新しい適切な災害対策を考えることにつながる重要なデータベースになると思うので、データを事業者に渡さずに茨木市で持つ形の契約書にするのが重要だと思うし、逆に事業者が持つのであれば、契約書をしっかり確認する必要がある。個人情報を扱うに当たって重要だ。おそらくそれは、もともと危機管理課が持つ、災害に関する個人情報の範疇に入る部分だと思う。
岡田会長	諮問を受けて、基本的に同意することになるだろう。条例第11条第2号では、審議会の意見を聞いた上で接続をすることができる、とある。審議会としては、例外としての第2号の要件を満たすものであるという判断は妥当という答申の主文になるか。そうなるとして、結論だけ出すのは少し心配であるため、付帯事項をつける。今回のケースについて何を加えるか、もう一度確認したい。最後に森委員が言われたことが一点と、その他留意事項や要望を、どういう形で答申書の中に付け加えるか。
安尾委員	やはり一度やってみて、「これはまずい。」ということがあれば撤退する勇気を持って、このシステムを導入してみるぐらいの気持ちの方が私は現実的だと考える。
事務局 安尾委員	撤退すること自体は、特に問題はない。
森正治委員	データベースを引きずらないシステムだから、その時、その時で。スマートフォンやタブレット端末についてだが、先ほど指摘があったように、現場で少し席を離れた際に…ということもあるし、ログイン・ログアウトの運用をしっかりとしないと垂れ流しみたいになる。端末機器への制限、あるいは、もう少し広く言うとセキュリティーについて明確にして運用することが必要である。特に現場は混乱しているので、機器が見当たらないこともあるかもしれない。
事務局 森正治委員	ログインしたまま別の場所に対応することがありうる。 最近の端末はすぐログオフすると思うが、それでもやはり数分は開いてると思う。
安尾委員	市役所の勤務時間中を想定して考えるが、災害が夜中に発生した時に北部の山の中の職員がわざわざ市役所まで取りに行くのは非現実的だ。そういう職員には機器を常時持たせるのか、それはここの勤務条件に適合するのか。
事務局	どの避難所に誰が行くというのは事前には決まっている。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
安尾委員 事務局	住まいが山にある人がわざわざここまで取りに来るのか。 避難物資等は本部から送る。前回もそうで、職員が取りに来ることは極力していなかった。
岡田会長 事務局	では、そういうことを反映する形で。 職務代理と調整する。
岡田会長	それでは、本件議題における電子情報処理組織の接続については、市民の福祉の向上又は職務の遂行のために特に必要がある場合であって、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると実施機関が認めることに異議はないか。
各委員	<異議なし>
	議題(3) 【その他】
岡田会長 事務局	議題(3)「その他」について事務局から何かあるか。 現在個人情報の収集等について、審議会への諮問を検討していると担当課から聞いている案件がある。 マイナンバー法に基づく特定個人情報保護評価の再実施に伴う評価書の第三者点検の案件が1件ある。また、未定ではあるが、平成28年に審議した防犯カメラ映像の警察への提供について、実施方法の変更を検討しているものが1件、今回の案件と同様にシステムの遠隔保守に関するものが1件ある。 会議については、第三者点検のタイミングが、パブリックコメントを実施してから行うことになるからかなり先にはなるのだが、来年1月中旬頃に開催したいと考えている。できればこの場で日程調整をお願いしたい。 <日程調整>
岡田会長	事務局からは、以上である。 本日予定されていた議題は全て終了したため、本日の個人情報保護運営審議会は閉会とする。
	【閉会】
	以上